

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について  
の一部改正について

〔 19生産第9427号 〕  
〔 平成20年3月31日 〕  
〔 農林水産省生産局長通知 〕

改正 平成21年3月31日

平成21年5月29日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月6日

平成25年5月16日

平成26年2月6日

平成26年4月1日

最終改正 平成27年4月9日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別 紙)

## 鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別表1の事業内容欄に定める推進事業及び整備事業の実施に必要な交付金の配分基準を、次のとおり定める。

### 第1 配分基準

1 各都道府県の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる（1）から（2）までにより順次算定して得た額を合算して得た額とする。

#### （1）基礎配分

予算額の基礎配分については、次に掲げるとおりとする。

- ① 予算額のうち、1/2を都道府県別の被害額（野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（平成19年9月26日付け19生産第3909号農林水産省生産局長通知。以下「被害調査要領」という。）に基づく平成23年度から25年度までの平均被害額）、都道府県別の被害軽減率（被害調査要領に基づく平成23年度被害額に対する25年度被害額の減少率）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の被害防止計画を作成（都道府県と協議中のものを含む。）している市町村の割合、鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊を編成（平成27年度以内に編成することが確実と見込まれるものも含む。）している市町村の割合及び農業の担い手が経営している農地面積の割合に応じて、各都道府県に配分する。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。
- ② ①で各都道府県に配分した予算額から、各都道府県における平成25年度及び26年度鳥獣被害防止総合対策交付金等における不用（見込み）額を上限として減じることができる。

#### （2）ポイント配分

予算額のポイント配分については、次に掲げるとおりとする。

- ① 予算額から（1）による配分額を差し引いて得た残額（以下「ポイント配分可能額」という。）については、別表に基づき算定したポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額（鳥獣被害防止施設のうち侵入防止柵については、ICTを活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設等と一体的に整備されているものに係る要望額の全額、それ以外の捕獲施設等と一体的に整備されているものに係る要望額の1/2とし、それ以外の侵入防止柵に係る要望額は含めないものとする。以下「ポイント配分対象要望額」と

いう。)に、予算額に占めるポイント配分可能額の割合(以下「ポイント配分率」という。)を乗じて得た額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。

- ② 配分残額が同一ポイントの配分対象となっていない事業実施計画の合計のポイント配分対象要望額の1/2に相当する額の合計を下回る場合には、その配分残額をこれらの事業実施計画に係るポイント配分対象要望額に応じて当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)及び(2)の①による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

このとき地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画については、優先的に配分の対象とする。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。

- ③ また、①による配分の結果、配分残額が生じ、かつ、②による配分を行わない場合には、①によるポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額からポイント配分対象要望額を差し引いた額にポイント配分率を乗じて得た額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)及び(2)の①による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

2 都道府県をまたぐ広域協議会の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる(1)及び(2)又は(3)により順次算定して得た額を合算して得た額とする。

- (1) 予算額を各事業実施主体の事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)について、別表に基づき算定したポイントの合計が高い事業実施計画から順次、推進事業及び整備事業の予算の範囲内において、当該事業実施計画に係るポイント配分対象要望額に相当する額を事業実施主体に配分する。

ただし、その最終の配分可能額が同一ポイントを獲得した事業実施計画に

係るポイント配分対象要望額の合計を下回る場合は、(2)により配分する。

- (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画について、優先的に配分するものとし、さらに残余が生じた場合には、当該残額を優先配分を受けなかった同一ポイントを獲得した事業実施計画に係るポイント配分対象要望額に応じて配分するものとする。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を事業実施主体に配分できるものとする。

- (3) また、(1)による配分の結果、配分残額が生じ、かつ、(2)による配分を行わない場合には、(1)によるポイントの合計が高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額からポイント配分対象要望額を差し引いた額に相当する額を事業実施主体に配分できるものとする。

## 第2 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 別表

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 総合性に関する審査 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行われる場合	5
2 自給率の向上等に関する審査 次のいずれかの取組を26年度に既に行っている等、平成27年度に行うことが 確実と見込まれる場合にポイントを付与 ア 経営所得安定対策等の戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用米、 稲発酵粗飼料用稲、加工用米）を作付けする場合 イ 偶蹄目の家畜を飼養する場合 ウ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水 産事務次官依命通知）の別紙1に定める「調整水田等の不作付地の改善計画」 に基づいて、不作付地の解消に取り組む場合、又は、これに類する以下の取 組を行う場合 ・中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38 号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）の集落協定に基づき、耕 作放棄の防止等の活動に取り組む場合 ・多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林 水産事務次官依命通知）別紙1の第6の1の事業計画又は別紙2の第6の 1の事業計画に基づき、農地の適切な維持及び保全に取り組む場合 ・耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207 号農林水産事務次官依命通知）の第6の2の（1）の再生利用実施計画に 基づき、再生利用に取り組む場合 エ 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営 第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の2に定める「人・農地プラン」 を作成している場合	3
3 実施体制・実効性に関する審査 ア 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。） を編成している場合 イ 実施隊に市町村長から任命された民間の実施隊員がいる場合 ウ イの実施隊員が地域ぐるみの捕獲活動に取り組む場合 エ 平成26年度鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、平成26 年度中に実施隊を編成することとして加算（5ポイント）したが、平成26年 度中の実施隊の編成ができなかった場合 オ 地域協議会に、行政（市町村等）、農林漁業者（農林漁業団体等）、技術指 導者（都道府県の普及指導機関等）、捕獲関係者（猟友会等）のすべてが含 まれている場合 カ 野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の 育成に取り組む場合 キ カの場合において、捕獲に関する技術の普及や担い手の育成に取り組む場 合	5 5 5 - 5 1 5 3
4 被害の軽減目標に対する審査 ア 被害防止計画において被害面積及び被害額のいずれも30%以上軽減する 目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合	5

イ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合	3
ウ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合	1
5 その他	
ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合	3
イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合	3
ウ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合	3
エ 事業実施主体が当該都道府県における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う場合	1
オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項により確認を受けた防除実施計画の取組を被害防止計画に基づいて市町村において行う場合	1
カ 市町村において鳥獣保護法に規定する鳥獣の捕獲許可権限の委譲を受けて当該鳥獣の捕獲に取り組む場合	1

注1) 1の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。

- ① 有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組。
- ② 被害防除とは、防護柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査（情報マップの作成を含む。）等に係る取組。
- ③ 生息環境管理とは、緩衝帯の設置（牛の放牧等）、放任果樹の除去、里山の整備等に係る取組。  
なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の防護柵の整備が必要な地域（既整備地域を含む。）で、既に概ね8割以上において防護柵が整備済み又は当該年度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。

注2) 2の自給率の向上等に関する審査について、市町村で取り組まれているかどうかで判断してよいこととする。

注3) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容については、実施隊を被害防止計画等における記載により、

- ① アについては、平成27年度以内に編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。
- ② イについては、編成された実施隊又は平成27年度以内に編成が見込まれる実施隊において、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村により任命される民間隊員が含まれる場合に付与できるものとする。
- ③ ウについては、上記②において実施隊の民間隊員が地域ぐるみの捕獲活動に取り組む場合に付与できるものとする。

注4) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のエについては、平成26年度鳥獣被害防止総合対策交付金においてポイント付けを行った際、市町村において平成26年度以内の実施隊の編成が見込まれるとして5ポイントを計上したが、平成26年度以内の実施隊の編成が困難な場合に減算するものとする。また、該当する事業実施主体が27年度鳥獣被害防止総合対策事業への要望を行わない場合も、ポイント付けに反映させるものとする。

注5) 4の被害の軽減目標に対する審査については、被害防止計画に記載された対象鳥獣の被害軽減目標を達成するために取り組む場合に付与できるものとする。

注6) 5のその他のアについては、広域連携型であって事業実施計画に基づいている被害防止計画が複数の市町村を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。

なお、平成11年度以降に合併した市町村において、当該市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づきすべての旧市町村において被害防止対策が実施されている場合は、複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組とみなす。

注7) 5のその他のイについては、地域協議会及びその構成員が推進事業(都道府県及び市町村によるソフト事業も含む。)、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注8) 5のその他のウについては、過年度、協議会(構成員も含む。)において、鳥獣(被)害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注9) 審査項目の2及び4については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。3及び5については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。

注10) 3のオについては、事業実施計画に添付する被害防止計画に定める地域協議会の構成機関及び関係機関により算定するものとする。

また、1、5のオ及びカについては、事業実施計画に添付する被害防止計画により算定するものとする。なお、3のカ、キ及び5のエについては、事業実施計画に基づいて算定するものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。